

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を交付する自動交付サービスの導入に伴い、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第13条第2項関係

第2項は個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付申請をする方法について定めたものである。

第1号はスマートフォンなどの電子機器から交付申請を行う方法について定めたものである。

第2号はコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から交付申請を行う方法について定めたものである。

(2) 第13条第3項関係

第3項は印鑑登録証明書の交付について定めたものである。

第1号は印鑑登録証に基づき申請があった場合の交付について定めたものである。

第2号はスマートフォンなどの電子機器から個人番号カードを利用して申請があった場合の交付について定めたものである。

第3号はコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から個人番号カードを利用して申請があった場合の交付について定めたものである。

(3) 第16条第2項関係

第16条第2項関係は、第13条の改正に伴い所要の改正を行うものである。

3 施行期日

令和5年2月1日から施行する。